

公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第50条及び本法人の活動部会通則規程（以下「部会通則」という。）第9条の規定に基づき、大学図書館部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関して必要事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 部会は、大学図書館の発展及び会員の資質の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、関係諸団体とも相互に協力して、次の事業を行う。

- (1) 会員の研修
- (2) 研究調査
- (3) その他

（部会の役員）

第4条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 委員（施設会員）
国公立大学 各2名
部会長館より 1名
- (3) 委員（個人会員） 3名

（役員の任務）

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

- 2 部会長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員は、委員会を構成し、会務を審議する。

（役員の選出）

第6条 部会長は、次の団体等（以下「所属団体」という。）から推薦された者とし、原則として交代制とする。

- (1) 国立大学図書館協会
 - (2) 公立大学協会図書館協議会
 - (3) 私立大学図書館協会
- 2 委員（施設会員）については、所属団体から推薦された者とする。
 - 3 委員（個人会員）については、部会委員会の推薦を経て、部会総会で承認された者とする。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、2年とする。但し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(総会)

第8条 総会は部会長が招集する。

- 2 総会の議長は、部会長または第4条第2号に規定する「部会長館より」の委員（施設会員）が務める。
- 3 部会長は総会の開催が困難であると判断したときは、書面または電磁的方法により総会に代えることができる。その場合、部会長は書面または電磁的方法により総会を開催することを当該構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、委員会で検討し、部会員へ周知する方法を決定することができる。
- 4 総会は、部会員の10分の1以上の出席（委任状及び代理者を含む）をもって成立する。ただし、前項により開催する場合、総会への出席は前項に示す表決方法による会員回答をもってこれに代える。議決権の委任はないものとする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし第3項により開催する場合、議案への投票および議決は、次のとおりとする。
 - (1) 書面または電磁的方法により、賛成または反対の投票を行うものとする。これをもって有効票とする。
 - (2) 決議過程において疑義等が生じた場合は、案件の内容等を勘案しつつ、委員会付託事項とする。
 - (3) 開票結果は、委員会に報告して確認する。
 - (4) 部会長は、総会終了後、速やかに会員に議決を通知する。

(本法人理事候補者の選出)

第9条 本法人の理事及び監事選任規程第8条第3項の規定に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第10条第4項及び第5項による。

(本法人代議員の推薦)

第10条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は次の所属団体から選任された者を本法人の選挙管理委員会に推薦する。

- (1) 国立大学図書館協会
 - (2) 公立大学協会図書館協議会
 - (3) 私立大学図書館協会
- 2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

(経費)

第11条 部会の経費は、部会通則第12条による。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、部会長館において処理する。

- 2 その他の事務は、本法人事務局において処理する。

(その他)

第13条 この規程の改廃は、部会総会の議を経て、理事会の承認により行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要事項は、委員会の議を経て部会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年7月24日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程は廃止する。

- 3 この規程は、2021（令和3）年8月19日から施行する。
- 4 この規程は、2022（令和4）年9月29日から施行する。